

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 管理係
不利益処分名	徳島市食肉卸売市場における売買取引の差止め
根 拠 法 令	徳島市立食肉センター条例
根 拠 条 項	第29条第2項
連 絡 先	(電話 621 - 5245)
処 分 基 準	<p>第29条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買の差止め又はせり直し若しくは再入札を指示することができる。</p> <p>(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。</p> <p>(2) 不当な値段を生じたとき又は生じるおそれがあると認めるとき。</p> <p>2 市長は、卸売業者又は買受人が売買取引について不正又は不当な行為を行つたと認めるときは、売買取引を差し止めることができる。</p>
	参 考 事 項
	設定等年月日